

公共基準点管理保全規則

(目的)

第1条 この規則は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定に基づき水戸市が管理する街区基準点(以下「公共基準点」という。)の使用及び管理保全について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において公共基準点とは、街区三角点・街区多角点・接点及び補助点で、かつ永久標識を設置したものをいう。

(公共基準点の使用手続)

第3条 公共基準点を使用する者は、「公共基準点使用承認申請書」(様式第1号)により市長に申請し、使用承認を得なければならない。また、使用後には「公共基準点使用報告書」(様式第3号)により使用結果を報告しなければならない。

(工事施工の届出)

第4条 公共基準点の付近で、その効用に支障をきたすおそれのある工事等を行なうもの(以下「工事施工者」という。)は、「公共基準点付近での工事施工届出書」(様式第4号)を市長に提出し、公共基準点の保全に必要な処置を講じなければならない。ただし、公共基準点の一時撤去・移転の承認を申請し、又は協議をする場合は省略することができる。

2 前項のその効用に支障をきたす恐れのある工事とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事等
- (2) 車両及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす工事等
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと思われる工事等

3 第1項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 位置図、断面図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係を明示したものの)

(2) 引照点図及び測量資料

(3) 写真(公共基準点、公共基準点周辺、全引照点を確認できるもの)

4 公共基準点付近での工事が竣工したときは、「公共基準点付近での工事竣工報告書」(様式第5号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

- 5 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 竣工写真(公共基準点、公共基準点付近が確認できるもの)
 - (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる点検測量等の成果(着工前・竣工後が対比できる引照点図及び測量資料)
- 6 工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合には、原因者は「公共基準点復旧承認申請書」(様式第6号)により市長に申請し、復旧の承認を受けなければならない。(様式第7号)

(一時撤去及び移設)

第5条 公共基準点を一時撤去又は移設する必要がある場合には、「公共基準点(一時撤去・移転)承認申請書」(様式第8号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。(様式第9号)

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
- (1) 位置図、平面図(掘削位置と公共基準点の位置関係が確認できるもの)
 - (2) 写真(公共基準点、公共基準点周辺が確認できるもの)
 - (3) 再設置位置図(新旧位置の関係が確認できるもの)

(機能の回復)

第6条 公共基準点を一時撤去、滅失、き損、移転等により、その効力に支障をきたした場合には、原則として当該公共基準点を既設と同様の構造により再設し、測量の成果を修正するものとする。

(機能回復の施行者)

- 第7条 公共基準点の再設は原則として原因者(測量会社による)が行わなければならない。
- 2 設置工事が竣工したときは「公共基準点設置工事竣工報告書」(様式第10号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。
 - 3 前項の規定により検査に合格しないときは、直ちに補修し再検査を受けなければならない。
 - 4 検査に合格したときは、速やかに水戸市へ引き渡す者とする。

(費用の負担)

第8条 公共基準点の設置工事に要する費用(既設の公共基準点の取り壊し費用を含む。)及び測量作業に要する費用は、原則として原因者の負担とする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項については、別途協議するものとする。

街区基準点の種類(公共基準点)

区分		標識の規格	精度
街区基準点 (永久標識)	街区三角点	真鍮(径 75mm)	公共基準点 2 級相当
	街区多角点	真鍮(径 50 mm)	公共基準点 3 級相当
補助点等 (仮設標識)	街区三角点 接点	測量鋳	公共基準点 3 級相当
	街区多角点 接点		公共基準点 4 級相当
	街区点補助点		公共基準点 4 級相当

※ 街区基準点は国土交通省により全国の DID 地区に設置された公共基準点です。